

NIK TIMES 2017

川北直人レポート

世代をつなぐ絆をつくり、 町と笑顔と未来を守る。



- ご挨拶
- 区政一般質問、平成28年度決算審査特別委員会の質疑について
- 中央防波堤（内側・外側）埋立地の帰属問題について
- 区政報告会のご案内 他

ご挨拶

日頃より地域の皆様には大変お世話になります。

9月13日に告示された平成29年区議会第3回定例会は、会期中に第48回衆議院議員選挙が執行された事から一部日程を変更し、去る10月25日に閉会致しました。

今定例会では、平成29年度江東区一般会計補正予算（第2号）など議案13件、平成28年度江東区一般会計歳入歳出決算など認定案4件、固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書など議員提出議案6件を審議し、いずれも可決・認定致しました。

平成28年度一般会計及び特別会計の総決算額は2,922億円となり、保育費や生活保護費に充てる民生費が一般会計の42%（782億円）を占めるなど、福祉分野での歳出が著しく増加しております。

今回のレポートでは、自由民主党・無所属クラブ議員として初めての機会となった区政一般質問にて取り上げた豊洲市場移転問題や観光施策について、平成28年度決算審査特別委員会など委員会質疑の概要について、また前回レポート（vol.8平成29年第2回定例会号）で特集しました中央防波堤埋立地の帰属問題の動向についてご報告をさせていただきます。是非ご一読頂きますよう、宜しくお願い致します。

区政一般質問について

1 「豊洲市場移転を巡り新たに示された東京都の基本方針について」

小池都知事は、都議選告示を3日後に控えた6月20日、「築地は守る、豊洲を活かす」とのスローガンを掲げ、豊洲市場への移転を早期に実現するものの、近い将来には再び築地へ市場機能を戻し、豊洲は総合物流拠点として活用していくこととする新たな基本方針を唐突に発表しました。

これは、これまで都と江東区が長年に亘り議論を重ねた結果、築地に代わる新たな「食のブランド」と「賑わい」を豊洲に構築し、その具体策として①土壌汚染対策②千客万来施設の整備③地下鉄8号線（豊洲・住吉間）の延伸を実施する事が、市場受入れの条件として都区間で合意されているにも関わらず、地方自治体同士が交わした基本方針や合意事項を一方的に破棄するものである、と指摘指摘せざるを得ません。

質

都知事は、市場に関わる様々な方々に意見を聞いて新たな基本方針を定めた、と都議会に答弁されているが、市場受入れ区である江東区に対し、意見聴取や相談はあったのか。

区

基本方針が示されるまでの間に都による意見聴取は一切なかった。発表から3か月後によく区議会の場での説明が行われ、長年協議

に応じ、全面的に協力してきたにもかかわらず、このような一方的な決め方は対等なはずの地方自治体間であつてはならないと認識する。

質 将来的に市場機能を分離し豊洲市場には物流機能のみを残す、という考え方は都と区の基本合意に反する。都に対して真意を確認するべきだ。

区 卸・仲卸・売買人の三位が一体となって市場は機能する。市場と物流の機能を分離させることは不可能だと考える。本区との基本合意に沿うよう、地域の活性化や賑わいを創出する拠点として豊洲市場や千客万来施設を整備するよう、都に強く求める。

質 法的・科学的に安全とされていた豊洲市場用地を無害化する方針から、追加工事の実施等によって移転を可能とする方針に転換した以上、都知事本人による豊洲市場の安全宣言が必要であり、都知事に求めるべきだ。

区 移転問題を巡り、豊洲地区には風評被害が生じている。安全性の検証と追加工事の実施とともに都知事による安全宣言を行うことを強く求めたい。

2 東京都の入札契約制度改革の実施により中止されている公共事業について

都は、のちに疑念の余地がないことが都議会財政委員会でも明らかとなる五輪施設や豊洲市場

けし、例えば、本区の特徴を活かしたお寺民泊など、家族居住型民泊のみを認める限定した条例の制定を検討するべき。

区 今後示される国のガイドラインを精査し、地域要望を踏まえながら検討する。

(深川観光協会の役割について)

深川地区では、深川観光協会主催による春のお江戸深川さくらまつりや深川八幡祭り、神明宮の大祭、江戸資料館通りのかかしコンクールや芭蕉通りの常盤さくらまつりなど神社の神事や商店街組合、町会自治会による歴史ある行事に加え、民間の方々による地域の活性化や魅力を紹介するイベントも盛んに行われております。深川地区の観光資源は質・量ともにより一層充実していくことが予測されることから、あらゆるイベント事業に対して協力関係の構築や支援策の実施が求められると考えます。

質 区の補助金を原資に開催されている現在の深川観光協会のイベント事業には地域的な隔たりが生じていないか。

区 深川観光協会から補助金が申請される春と秋のイベントは、いずれも門前仲町地域が中心となっていると認識している。

質 深川地区の観光振興施策を講じる上で、深川観光協会の機能強化は不可欠である。江東区観光協会と組織の一本化を行うなど、機能強化を図るべき。

の各施設が高落札率で契約されたことを理由に、予定価格の事後公表や最低制限価格制度の撤廃、J-V結成義務の廃止、一部工事の1者入札禁止などを定めた入札契約制度の改正を試行しております。都はこれまで都議会や事業者と共に、公共事業が適正な価格で公正に発注されるため、最低制限価格制度によるダンピングの防止や発注者側の積算能力の向上に向けた取り組みを実施してきた経緯があるにもかかわらず、関係者との議論を経ずに唐突に制度改正を発表し、試行されることとなりました。

これにより、隅田川や小名木川の防潮堤や排水機場の耐震補強工事も中止対象工事となり、東部低地帯に暮らす区民にとって水害対策上必要な公共事業が進まない状況にあります。(10月末日現在、豊洲市場の追加対策工事についても入札が不調となり、のちの東京五輪大会への影響が懸念されております) 技術者などの不足や資材・労務費の高騰などによる入札不調が生じている中、現場の声に耳を傾けずに制度を改正した事が、区民生活に甚大な影響を及ぼしやしないか、心配されるところです。

質 九州北部豪雨など、今年も全国で水害が相次ぐ中、自然災害への備えは待たなしの状況下で、公共事業の緊急性や重要性を加味しない都の制度改正をどう評価するか。

区 入札の透明性を高めることを目的とした制度改正と認識している。本区に関連する公共事業で中止となった案件については現段階で工期に影響はない、と都より回答を得た。まだ事例が少ないことから今後の入札状況を注視する。

区 観光協会は活動する民間団体と連携し支援する役割がある。深川地区全体の観光推進のため、体制や機能の充実に向け、組織の一本化についても検討する。

(観光情報の効果的な発信について)

これからの観光施策を考える上で重要なことは、観光スポットやイベント、飲食店等の情報が所管課や官民の垣根を越えて、区民や来訪者の方々へしっかりと伝わるシステムを構築することであると考えます。

質 来訪者が急増している清澄白河駅を中心とする地域に観光案内所を設置すべき。

区 カフェとアートのまちとして来訪者が急増している清澄白河地区への観光案内所の設置は、来訪者の利便性向上にも資すると考える。検討を進める。

質 様々な観光情報を一体的に提供できる江東区独自の観光アプリの開発・運用について、来年度導入に向けた検討状況と決意は。

区 鋭意検討を進めており、官民を越えた協力関係を構築する必要性があることから、他自治体の実証実験なども参考にしている。

4 清澄白河地区の交通安全対策について

都心に向かう幹線道路に挟まれた清澄白河地区内には、比較的道幅が広く、朝夕には通勤時の通り抜け道路となる区道があり、制限速度を超過している

質 都は、制度改正から半年を目途に中間報告を取りまとめる、としている。必要不可欠かつ緊急性の高い公共事業に遅延が生じないよう、都に意見を述べるべきだ。

区 都の入札契約制度改正について、まずは変更後にどのような影響があったか検証する必要がある。現時点で本区に直接的な影響がないことから意見表明は考えていない。今後の動向を注視する。

3 観光施策について

(民泊新法について)

来年6月に住宅宿泊事業法(民泊新法)が施行され、宿泊事業者、宿泊管理者、宿泊仲介業者の3者に対して事前の届出や登録が義務化された上で、民泊の運用が開始されます。新法では、地方自治体が地域特性に即した規制を条例で定めることとしており、こととしており、これまで違法状態であった民泊ビジネスが合法化されることとなります。

質 民泊に対する本区の基本的な考え方は。

区 事業実施期間を制限できる、などの規定があるが、現時点で政省令やガイドラインが示されていないため、全庁的な検討を行っている段階である。

質 民泊は、区民の静寂な住環境を破壊しかねない。また宿泊者のマナーも問われる。宿泊者への観光案内や滞在マナーの指導等を事業者が義務付

と思われる車両も見受けられます。また、人気の集まる飲食店等の出店も相次いでおり、それらめがけて訪れていると思われる車両による一方通行の逆走も目立っております。いずれの道路も地域住民の生活道路であり、子供たちの通学路でもあることから、根本的な交通安全対策を施す必要があると考えます。

質 警察庁の通達にあるゾーン30の整備拡大方針に沿って、都と連携し、同地区にゾーン30を導入すべき。

区 ゾーン30は学校周辺や住宅地域の生活道路における交通安全の確保に効果のある取り組みと認識している。地元町会・自治会の要望等に応じて所轄警察署へ要請したい。



本会議場での区政一般質問

平成28年度決算審査質疑について

《保育の質の確保について》

子ども子育て支援法の施行により、平成27年4月より保育施設等への検査権限が区市町村に付与されたことから、検査体制の現状や更なる充実に向けた取り組みについて質疑しました。

法や条例等に沿った良質な保育や保育士の職場環境が維持・向上されていることなど、これまで以上に「保育の質の確保」に対する区の責務が増大したことを指摘し、待機児解消に向けた保育所定員枠の拡充に取り組み一方で、既存施設の検査指導体制を強固にするよう、要望致しました。

《観光資源の発信について》

一般質問でも取り上げたように、観光情報の発信については「観光アプリ」の導入が効果的であると考えますが、その機能面の検討状況について具体的な提案も含めて質疑しました。

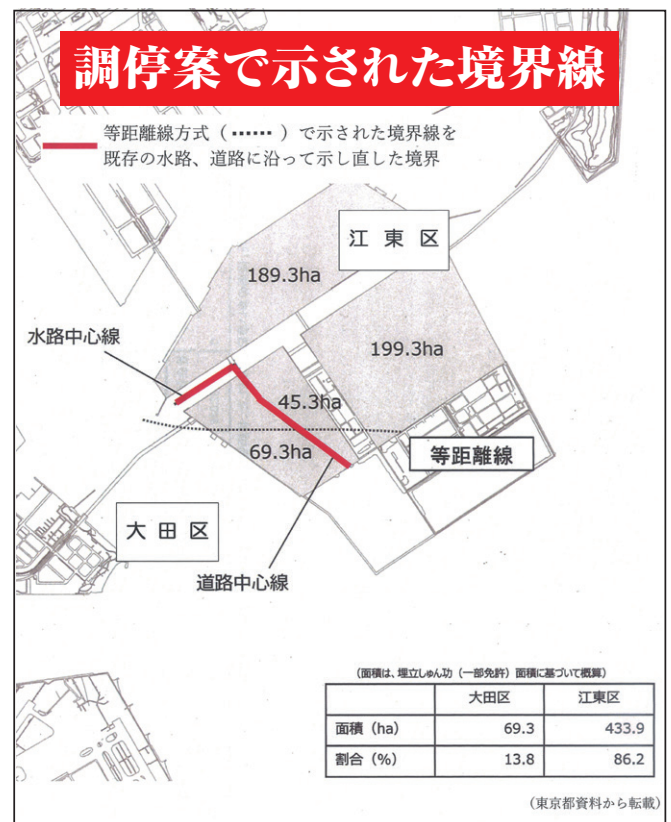
他自治体のアプリ導入事例を紹介し、期待されるアプリ機能として、①イベント、飲食店、観光スポット等の観光資源情報を市民の境を設けずに提供できること②区民や民間団体等から随時提供されるイベント等の情報を掲載できること③発信する情報について区民や来訪者が地図上で確認できること④多言語に対応できること、を提案し、運営の委託先として検討している江東区観光協会と協議するよう、要望致しました。

中央防波堤（内側・外側）埋立地の86.2%が江東区に帰属!!

前代未聞!?! 大田区は境界確定の調停案受入を拒否し、提訴へ

前回レポートで特集した中央防波堤埋立地の帰属問題について、すでに報道等で明らかですが、都自治紛争処理委員より江東区に433.9ha（86.2%）、大田区に69.3ha（13.8%）が帰属する、という調停案が示されました。全島帰属を主張していた本区として大変残念な結果ではありましたが、東京オリンピック・パラリンピック開催前に解決すること、都へ調停を申請する以上はその結果を受け入れること、について、両区長・議長の間で約束を交わしており、江東区議会は、それを前提に調停を申請する議案を全会一致で議決（平成29年第2回定例会）したことから、今定例会においても調停案を受諾する議案を再び全会一致で議決致しました。しかしながら、大田区・大田区議会はこの調停案を非合理として受諾しない議案を議決し、更には江東区を相手取って境界確定に関する訴えの提起を議決しました。これにより、境界確定については司法の判断を仰ぐこととなり、3年後の2020東京大会までの帰属問題の解決は困難な状況となりました。

そもそも、都自治紛争処理委員が示した調停案では、江東区・大田区の双方が帰属を主張する歴史的経緯については境界確定の根拠とはなり得ないとした上で、13号地埋立地の境界を確定した自治紛争調停（現在のお台場地区。最終的に江東区、港区、品川区の3区に分割された）でも用いられた等距離線方式によって極めて合理的に境界が示されたにも関わらず、調停案を拒否し、司法判断に委ねるという決断の先送りを行ったことは、未来に大きな禍根が残される行為であると思います。江東区議会としては、今回の大田区の大局観を失った行為に対し、引き続き区民、区議会、行政が一丸となり取り組んでいくことを確認致しました。



事務所のお知らせ

江東区議会自由民主党・無所属クラブ

江東区白河1-2-1ジョインハウスイワキ203

電話/03-5621-6288 FAX/03-5621-6266

E-mail/7010@naoto-k.com

HP <https://www.kawakitanaoto.com>f <https://www.facebook.com/naoto.kawakita>

『区政報告会/望年親睦会2017』のお知らせ

テーマ：中央防波堤埋立地の帰属問題について、他

日時：平成29年12月11日（月）18時から

場所：江東区森下文化センター4階

※ご参加自由。お申込・お問合せは事務所まで。